

- 1 会議名 決算特別委員会（第1日）
- 2 開催日時 令和5年9月12日（火） 午前10時00分～午前10時29分
- 3 会場 高浜市議場
- 4 出席者 1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 3番 神谷 直子、
5番 野々山 啓、 6番 今原ゆかり、 7番 福岡 里香、
8番 岡田 公作、 10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、
12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克
オブザーバー
議長（4番）杉浦 康憲
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴者 一般1名
- 7 説明のため出席した者 別紙のとおり
- 8 職務のため出席した者 議会事務局長 書記2名
- 9 付託案件
議案第50号 令和4年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第1号 令和4年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第3号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和4年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和4年度高浜市水道事業会計決算認定について
- 認定第 8号 令和4年度高浜市下水道事業会計決算認定について

(令和5年9月12日)

別紙

7 説明のため出席した者

市長 吉岡 初浩 副市長 深谷 直弘 教育長 岡本 竜生

企画部長 木村 忠好

総務部長 杉浦 崇臣

市民部長 岡島 正明

福祉部長 磯村 和志

こども未来部長 磯村 順司

都市政策部長 杉浦 睦彦

代表監査委員 伴野 義雄 議選監査委員 長谷川広昌

監査委員事務局長 加藤 直

10 会議経過

説（事務局長） 本日は、去る9月8日の本会議で決算特別委員会に付託されました議案第50号及び認定第1号から認定第8号までの決算関係9議案につきまして、12名の委員により御審査をしていただくことになっております。

つきましては、高浜市議会委員会条例第10条の規定により、黒川美克委員に臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長挨拶

臨時委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより決算特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

《委員長選出》

臨時委員長 これより、委員長の選出を行います。

お諮りいたします。

選出の方法は、投票による方法と指名推選による方法がありますが、いずれの方法によって選出したらよろしいでしょうか。

意（11） 指名推選でお願いいたします。

臨時委員長 ただいま、指名推選との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。

指名推選と発言をされた委員にどなたか指名をお願いいたします。

意（11） 2番、荒川義孝委員を推薦いたします。

臨時委員長 ただいま、委員長に荒川委員との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議なしと認めます。

よって、荒川義孝委員が委員長に選出されました。

ただいま、委員長に選出されました荒川委員に就任の御挨拶をお願いいたしますが、その前に席の交代をさせていただきます。

委員長挨拶

《副委員長選出》

委員長 それでは、副委員長の選出を行います。

お諮りいたします。

選出の方法は、投票による方法と指名推選による方法、いずれの方法によって選出したらよろしいでしょうか。

意（11） 指名推選でお願いいたします。

委員長 ただいま、指名推選との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。

指名推選と発言された委員にどなたか指名をお願いいたします。

意（11） 3番、神谷直子委員を推薦いたします。

委員長 ただいま、副委員長に神谷直子委員との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。

よって、神谷直子委員が副委員長に選出されました。

ただいま、副委員長に選出されました神谷直子委員に就任の挨拶を自席でお願いいたします。

副委員長挨拶

委員長 それでは、本日と13日及び14日の3日間の日程を副委員長と協議をしたく、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時10分

委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程につきまして、ただいま副委員長と協議しました結果、本日、第1日目は、決算関係議案について当局より補足説明があれば説明を受け、その後、主要な事業の現地調査として高取児童クラブ、高取小学校の2か所を視察し、その後、証ひょう書類の審査をしていただき、自由解散といたしたいと思っております。

第2日目の13日は、一般会計、5特別会計並びに議案第50号及び2企業会計の質疑を行い、第3日目の14日は、決算関係議案に対する採決をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

ここで、議案第50号及び認定第1号から認定第8号までについて当局より補足することがあれば、補足説明をお願いします。

説（総務部） 特にございませぬ。

よろしくお願ひします。

委員長 ないようですので、次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませぬか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

次に、午後1時から証ひょう書類の審査をしていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、証ひょう書類の審査は午後5時までといたしますが、時間延長を希望される場合は、午後4時までに事務局まで御連絡いただければ、最大午後7時までの延長を可能といたします。

お諮りいたします。

今後の取扱いについては、自由解散としてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにいたします。

「委員長、動議。」と発声するものあり。

意（13） 証ひょう書類の審査なんですが、決算特別委員会の最終日までさせていただかないと時間が4時間ほどしかございませぬので、延長したとしても職員の方にも御迷惑をおかけしますので、最終日、もし審議がなければ、その日、丸1日、証ひょう審査ということでお願ひしたいと思ひます。

委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 14 分

再開 午前 10 時 22 分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの 13 番、倉田委員からの質問に関しましてお答えのほうをさせていただきます。

もともと、この決算特別委員会の開催期間中、証ひょう書類等につきましては閲覧が可能となっております。

ただし、最終日、採決終了後につきましては、例えば 2 日目で終わった場合につきましては、その後 3 日目はなくなりますので、その時点で証ひょう確認というのは終了させていただくことになっておりますが、よろしいでしょうか。

意 (13) 確かにそこで一回、決は採りますけど、ほかの自治体とかでもきちんと最終日までとか見ることができておりますので、最終的な、やはり 5 日目に最終的な判断っていうのをするわけですので、本来であればそこまできちんと証ひょうの調査をするっていうのが我々議員の役目だと思っておりますが、高浜市議会では今までの慣例で 1 日っていうことで。昨年と一昨年につきましてはコロナのこともありまして、こうした視察もなかったもんですから取りあえず丸 1 日は何とか証ひょうのほうを見ることができたんですけど、今回 4 時間のみっていうのはちょっとあり得ないというか、もうこれでは我々の調査がそれではできないと私は思っておりますので、決を採った後にもやはりせっかく決算特別委員会が開催されておりますので、せめてその開催中までは証ひょうを見て、最終日に再度しっかり審議した結果をここで申し上げることができるわけですから、ぜひお願いしたいと思います。

委員長 倉田委員に申し上げます。

先ほどの動議の御発言の音声を確認させていただきました。その中で、最終日という御意見のほうは、決算特別委員会の最終日と発言されてみましたので今その件について協議をしたところなんですけど、今の御発言を再度確認させてください。本会議最終日、5 日目ということでよろしかったですか。

意 (13) だから、本会議の最終日まで本来はやってほしいという私は希望が

ありますが、今回は取りあえず決算特別委員会が3日間設定されておりますので、3日目の最終日までは証ひょうの調査をさせていただきますという要望です。委員長 分かりました。

実際にそのとおりとなっておりますので、2日目で終わってしまうと3日目は閲覧ができないこととなりますので、最終日というか、採決が終わった後までということとなりますので、よろしく願いいたします。

意(13) なぜ、委員会の後に証ひょうが見れないのか。今、設定されていますので、できないっていうのはどこに明記されているのか教えていただきたいと思います。

委員長 今回の御発言に関しまして、基本的には審査期間というのは採決が終わるまでと認識しておりますが、今回、動議ということで出されましたので、皆様に採決を採らせていただきたいと思います。

先ほど、13番、倉田委員より動議が出されました。

これにつきまして、今回の証ひょう書類等の審査を最終日、いわゆる3日目と予定されてるところまで閲覧をしたいという旨の動議が出されましたが、これを議題といたしまして採決をさせていただきます。

ごめんなさい、ちょっと説明不足で。いま一度ちょっと確認のほうをさせていただきます。

倉田委員の動議の提案につきましては、2日目で終わったとしても3日目まで閲覧が可能ということでお願いしたいという動議でございました。本来ですと、審査期間は採決終了後ということになりますが、その件につきまして、3日目がなかったとしても閲覧可能にするかどうかという動議でございますが、よろしいでしょうか。

意(10) 非常に分かりにくい話であって、3日目とか2日目という話じゃなくて、採決がどこで行われるにしても採決後も閲覧可能にするかどうかという話じゃないですか。

それで聞いていただかないと、2日目の場合は駄目だけど3日目の場合はいいよとか、そういう変なあれになるんで、採決後も閲覧可能にするかどうかというようなことで言ってみえるんじゃないですか。違います。

「そうです。」と発声するものあり。

意 (10)　　そうですね。それで聞いていただいたほうがいいと思います。

委員長　　ただいま、10 番委員さんからの提案のとおり採決を採らせていただきます。

では、この本委員会の採決後も閲覧を可能とする動議を議題といたしまして採決のほうをいたします。

本動議のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

挙 手 少 数

委員長　　よって、採決後の証ひょう書類等の閲覧の動議は否決されました。

それでは、今後のスケジュールでございますが、ただいまより令和 4 年度の主要な事業の現地調査を行います。委員の方は、タブレットをお持ちの上、10 時 30 分までに北駐車場にお集まりください。

明日は午前 10 時より再開をいたします。

《現地視察》

放課後児童健全育成事業（場所：高取児童クラブ）

小学校長寿命化改良事業（場所：高取小学校）

《証ひょう書類の審査》

各委員　午後 1 時 00 分～午後 5 時 27 分

散会　午後 5 時 27 分